

株式の税金

株式の配当金

株式（投資口を含む。以下同じ）の配当金に対する税制は、以下のとおりです。

Point 1 配当金の支払いの際に所定の税率により所得税等が源泉徴収されます。

- 上場株式の配当金（大口株主等が内国法人から支払いを受ける上場株式の配当金を除く。以下同じ）に対する源泉徴収税率は、合計 **20.315%**（所得税および復興特別所得税15.315%、住民税5%）です。
- 非上場株式の配当金（大口株主等が内国法人から支払いを受ける上場株式の配当金を含む。以下同じ）に対する源泉徴収税率は、**20.42%**（所得税および復興特別所得税20.42%、住民税なし）です。

MEMO

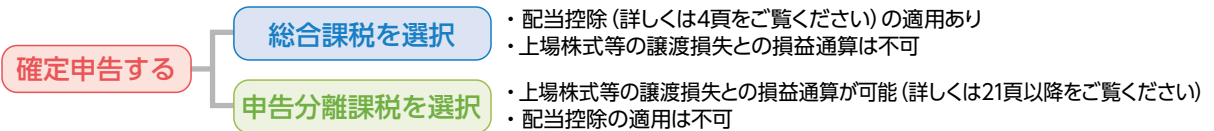
- 上場株式の配当金であるか非上場株式の配当金であるかは、原則として、配当金の支払いの基準日において上場株式であるか否かにより判定します。
- 株式の配当金の収入すべき時期は、原則として、株主総会等により剰余金の配当について定めたその効力を生ずる日とされています。ただし、源泉徴収ありの特定口座に受け入れた配当所得等については、金融商品取引業者等（証券会社等）から交付を受けた日となります。

Point 2 上場株式の配当金については確定申告不要を選択することができます。

- 上場株式の配当金については、支払いを受ける金額の多少にかかわらず、確定申告不要（確定申告をしないで済ませること）を選択することができます。
- 非上場株式の配当金については、所得税は少額配当についてのみ確定申告不要を選択することができますが、住民税は特別徴収（源泉徴収）が行われませんので、少額配当を含めすべて総合課税の対象となります。

Point 3 上場株式の配当金について確定申告をする場合は、申告分離課税または総合課税のいずれかを選択しなければなりません。

- 上場株式の配当金（外国株式やJ-REITなどの配当金や分配金を除く）について総合課税を選択した場合は、配当控除の適用対象となります。一方、申告分離課税を選択した場合は、上場株式等の譲渡損失との損益通算や繰越控除の適用を受けることができます。



- 非上場株式の配当金は、総合課税（少額配当は所得税のみ確定申告不要も可）の対象となります。

株式の配当金に対する課税

配当金の区分	所得区分	課税方式		源泉徴収税率
		所得税	住民税	
● 上場株式の配当金 （大口株主等が内国法人から 支払いを受ける配当金を除く）	上場株式の配当 所得	選択 （※） 確定申告不要	選択 （※） 確定申告不要	20.315% [所得税および 復興特別所得税 15.315% 住民税 5%]
		申告分離課税	申告分離課税	
		総合課税	総合課税	
● 非上場株式の配当金 ● 大口株主等が内国法人か ら支払いを受ける上場株 式の配当金	少額配当 非上場株式の配 当所得	選択 確定申告不要	総合課税	20.42% [所得税および 復興特別所得税 20.42% 住民税 なし]
	少額配当 以外の配当 非上場株式の配 当所得	総合課税		

※ 所得税と住民税でそれぞれ有利な課税方式を選択することができます。詳しくは、5頁および24頁をご覧ください。



少額配当

非上場株式の配当金のうち、1銘柄につき1回に支払いを受ける金額が、10万円に配当計算期間の月数を乗じてこれを12で除して計算した金額以下の配当金をいいます。

大口株主等

内国法人から支払いを受ける上場株式の配当金の支払基準日において、発行済株式（投資口を含む）総数の3%以上を保有する個人株主（投資主を含む）をいいます。

国内株式の配当金に係る配当控除

国内株式の配当金は、法人税課税後の所得を原資としてその法人の株主に分配されることから、この配当金に所得税が課税されると、法人税と所得税の二重課税となります。そこで、この二重課税を調整する目的で設けられているのが、配当控除です。

■配当控除は、国内株式の配当金について総合課税を選択して確定申告した場合に適用を受けることができます。申告分離課税を選択して確定申告した配当金や確定申告不要を選択した配当金については、配当控除の適用はありません。

■外国株式やJ-REITなどの配当金や分配金については、配当控除の適用はありません。

※国内株式投資信託の収益分配金に係る配当控除については11頁をご覧ください。

上場株式の配当金に対する課税方式とそれを選択するにあたっての留意点

■上場株式の配当金に対する課税方式

上場株式の配当金（大口株主等が内国法人から支払いを受けるものを除く。以下同じ）については、次の3つの課税方式のうちいずれか有利な方式を選択できることになっています。

- ①総合課税：確定申告により給与所得・不動産所得その他の総合課税の対象となる所得を合算した総所得金額から各種所得控除を差し引いて計算した課税総所得金額に累進税率（所得税は5%～45%※、ただし、住民税は一律10%の比例税率）を適用して税額を算出する課税方式
※確定申告の際に所得税額の2.1%に相当する復興特別所得税が付加されます。
- ②申告分離課税：他の各種所得と分離してその分離した課税所得金額に一定の税率（上場株式等に係る課税配当所得等の金額の場合は、所得税および復興特別所得税15.315%、住民税5%）を適用して税額を算出する課税方式
- ③確定申告不要：確定申告をしないで源泉徴収税額（所得税および復興特別所得税15.315%、住民税5%）のみで課税関係を終了させる課税方式

配当控除の適用がある上場株式の配当金に係る課税方式ごとの税負担率の比較表

(1) 所得税および復興特別所得税については、次の表のとおりです。

課税総所得金額 (注1) (配当所得金額を含む金額)	総合課税（配当控除後の差引税負担率）				申告分離課税 (譲渡損失等との通算前)の 所得税および 復興特別所得税	確定申告不要 源泉徴収された 所得税および 復興特別所得税
	①累進税率	②配当控除率 (注2)	③差引税負担率			
			所得税のみ (①-②)	復興特別 所得税込み		
195万円以下	5%	10%	0% (注3)	0%	一律15.315%	一律15.315%
195万円超 330万円以下	10%	10%	0%	0%		
330万円超 695万円以下	20%	10%	10%	10.210%		
695万円超 900万円以下	23%	10%	13%	13.273%		
900万円超 1,000万円以下	33%	10%	23%	23.483%		
1,000万円超 1,800万円以下	33%	5%	28%	28.588%		
1,800万円超 4,000万円以下	40%	5%	35%	35.735%		
4,000万円超	45%	5%	40%	40.840%		

(注1)「課税総所得金額」とは、総所得金額から所得控除の合計額を差し引いた金額です。ただし、配当控除率を判定する場合の課税総所得金額とは、課税総所得金額、課税短期譲渡所得金額、課税長期譲渡所得金額、上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額、一般株式等に係る課税譲渡所得等の金額、上場株式等に係る課税配当所得等の金額および先物取引に係る課税雑所得等の金額の合計額ですから留意する必要があります。なお、次頁(2)の住民税の場合も同様です。

(注2)外国株式の配当金、外国株価指数連動型特定株式投資信託の収益分配金およびJ-REIT（投資法人の投資口）の分配金など配当控除の適用がない配当等に係る総合課税の場合の税負担率（所得税のみ）は、上の表の「①累進税率」欄の税率と同率となります。また、税負担率（復興特別所得税込み）は、上の表の「①累進税率」欄の税率に1.021を乗じた率となります。

(注3)この階級の計算上の差引税負担率「所得税のみ(①-②)」は「マイナス5%」となりますが、配当控除率(10%)のうち所得税率(5%)を上回る部分(5%)が還付されるわけではないので、結局、配当控除後の差引税負担率は0%となります。

(2) 住民税については、次の表のとおりです。

課税総所得金額 (配当所得金額を 含む金額)	総合課税 (配当控除後の差引税負担率)			申告分離課税 (譲渡損失等との通算前)の 住民税率	確定申告不要 特別徴収された 住民税率
	①所得割	②配当控除率	③差引税負担率 (①-②)		
1,000万円以下	一律10%	2.8%	7.2%	一律5%	一律5%
1,000万円超	一律10%	1.4%	8.6%		

■課税方式を選択するにあたっての留意点

(1) 所得税および復興特別所得税の場合

- ① 申告者自身の税金面 (所得税・復興特別所得税) では、次のとおりです。
 - イ 課税総所得金額が900万円以下の場合：原則として総合課税が有利です。
 - ロ 課税総所得金額が900万円超の場合：原則として確定申告不要が有利です。
 - ハ 上場株式等の譲渡損失に係る損益通算や繰越控除の適用を受ける方は、イ・ロの原則にかかわらず、申告分離課税を選択した方が有利となる場合があります。
- ② 確定申告をした上場株式等の配当所得は、その申告者の合計所得金額に含まれるので、同一世帯の他の納税者 (世帯主等) の所得控除や扶養 (配偶者) 手当などに悪影響を及ぼす場合があることから、課税方式の選択にあたってはこれらの点にも十分留意して最終的な判断をする必要があります。

(2) 住民税の場合

- ① 申告者自身の税金面 (住民税・国民健康保険料 (税)) では、次のとおりです。
 - イ 上場株式等の配当所得に係る総合課税の税率は一律10%で特別徴収された住民税率 (配当割) 5%を上回っていることから、原則として確定申告不要 (税率5%) が有利となります。
 - ロ 上場株式等の配当所得を含む申告者の合計所得金額が所得控除額以下または若干上回る程度のケースについては、総合課税を選択すると、例外的に配当割額の全部または一部の還付を受けることができる場合があるほか、上場株式等の譲渡損失に係る損益通算や繰越控除の適用を受けることができるケースについては、申告分離課税を選択した方が有利となる場合があります。
- ② 総合課税や申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得は、その申告者の合計所得金額に含まれるので、同一世帯の他の納税者 (世帯主等) の所得控除、国民健康保険料 (税) 等 (介護保険料などを含む) や年齢70歳以上の高齢者に係る医療費の自己負担割合にも悪影響を及ぼす場合があることから、課税方式の選択にあたってはこれらの点にも十分留意して最終的な判断をする必要があります。

MEMO

住民税において、**所得税の確定申告による課税方式と異なる課税方式を選択する場合は**、原則として、住民税の納税通知書が送達される日より前に、住民税における課税方式を示した申告書等を市区町村に提出する必要があります。ただし、令和3年分以後の所得税の確定申告書を令和4年1月1日以後に提出する場合、所得税において確定申告することとした上場株式等の配当等 (特定公社債等の利子等を含み、大口株主等 (投資主を含む) が内国法人から支払いを受ける配当金を除く) や源泉徴収ありの特定口座内で生じた上場株式等の譲渡損益のすべてについて住民税において確定申告不要を選択する場合には、所得税の確定申告書の「住民税に関する事項」欄にチェックして提出することで、手続きを完結することができます。



外国株式の配当金

国内において支払いの取扱者（金融商品取引業者等（証券会社等））を通じて交付を受ける外国株式（国外において発行された株式）の配当金については、国外で源泉徴収された外国税額がある場合、下記の計算式のとおり、その外国源泉徴収税額を控除した後の配当金額に対し、国内においても源泉徴収されます。その結果、国外と国内での源泉徴収税額に重なる部分が生じることになります。

- 上場外国株式の配当金に対する国内における源泉徴収税率は、国内の上場株式等の配当金と同様に、合計20.315%（所得税および復興特別所得税15.315%、住民税5%）の税率が適用されます。
- 上場外国株式の配当金で、国内において支払いの取扱者（金融商品取引業者等（証券会社等））を通じて交付を受けるものについては、支払いを受ける金額の多少にかかわらず、確定申告不要を選択することができます。
- 外国株式の配当金については、配当控除の適用を受けることはできません。
- 外国株式の配当金について確定申告をする場合に確定申告書に記載する配当金の収入金額は、外国源泉徴収税額および国内源泉徴収税額を控除する前の金額となります。

■ 外国株式の配当金に対する国内での源泉徴収税額の計算式

$$\left[\begin{array}{c} \text{外貨ベースの配当金} \\ \times \\ (1 - \text{現地源泉税率}^*) \\ \times \\ \text{邦貨換算レート (TTB)} \end{array} \right] \times \boxed{\text{国内源泉徴収税率}}$$

上場株式の配当金	20.315%
所得税および復興特別所得税	15.315%
住民税	5%
非上場株式の配当金	20.42%
所得税および復興特別所得税	20.42%
住民税	なし

※現地源泉税率には、実際に源泉徴収が行われていない「みなし外国税額」の税率は含まれません。

MEMO

外国税額控除

外国株式の配当金について確定申告をする場合は、上場株式の配当金については総合課税または申告分離課税のいずれかにより、非上場株式の配当金については総合課税によることとなります。この場合、国外で課税された税額があるときは「外国税額控除」の適用を受けることができます。外国税額控除は、確定申告において国外で課税された税額を国内で課税される税額から控除することにより国際間の二重課税を調整するための措置であり、控除限度額は次のとおりです。

$$\text{控除限度額} = \text{その年分の所得税額} \times \frac{\text{その年分の調整国外所得金額}}{\text{その年分の所得総額}}$$

なお、わが国が締結した租税条約の中には「みなし外国税額控除」の規定が設けられているものがあります。みなし外国税額控除とは、その外国株式が発行された国で実際には課税されていなくても課税されたものとみなして、確定申告において外国税額控除の適用を受けることができるというものです。現在、外国株式の配当金についてみなし外国税額控除の適用を受けることができる国は、ブラジル・中国などです。

(注) 外国税額控除（みなし外国税額控除を含む）の適用を受けるには、「外国税額控除に関する明細書」その他の必要な書類を添付のうえ確定申告書を提出する必要があります。

(例) 令和3年分の所得総額が10,000,000円、うち米国株式の配当金200,000円（株式の配当所得に対する米国における源泉徴収税率は10%）、令和3年分の所得税額が1,300,000円の場合

控除限度額	:	$1,300,000 \text{円} \times \frac{200,000 \text{円}}{10,000,000 \text{円}} = 26,000 \text{円}$
外国税額	:	$200,000 \text{円} \times 10\% = 20,000 \text{円}$
外国税額控除額	:	20,000円 (26,000円 > 20,000円)

株式等の譲渡所得等

株式等の譲渡所得等に対する税制は、以下のとおりです。

Point 1 株式等の譲渡所得等^{*}は申告分離課税の対象ですが、上場株式等のグループと一般株式等のグループとの間で譲渡損益を通算することができず、それぞれのグループ別に区分して「上場株式等の譲渡所得等」または「一般株式等の譲渡所得等」の金額を計算する必要があります。

※ 株式等の譲渡による所得は、通常の場合は譲渡所得、営利を目的として継続的に売買する場合は事業所得または雑所得に区分されますが、これらをまとめて「譲渡所得等」といいます。

■ 上記の「上場株式等のグループ」および「一般株式等のグループ」については1頁の表をご覧ください。

■ 特定管理株式等の価値喪失による損失は上場株式等の譲渡損失とみなされますので、その損失を上場株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上、上場株式等のグループの譲渡益から控除することができます。詳しくは28頁をご覧ください。

Point 2 株式等の譲渡所得等に対する申告分離課税の税率は合計20.315%です。

株式等の譲渡所得等に対する申告分離課税の税率は合計20%（所得税15%、住民税5%）ですが、確定申告の際に所得税額の2.1%に相当する復興特別所得税（0.315%）が付加されます。

株式等の譲渡所得等に対する課税

区 分	所得区分	税 率
●上場株式等の金融商品取引業者等（証券会社等）を通じた譲渡など特定の譲渡	上場株式等の譲渡所得等	所得税 15% 復興特別所得税 所得税額の2.1% 住民税 5%
●上記以外の上場株式等の譲渡（相対取引による譲渡など）		
●一般株式等（非上場株式等）の譲渡	一般株式等の譲渡所得等	

「公開買付け（TOB）」に応じて上場株式を譲渡した場合の課税関係

■ 個人株主が公開買付け（TOB）に応じ公開買付代理人である金融商品取引業者（証券会社）を通じて上場株式を公開買付者に譲渡した場合は、その譲渡代金の全額が上場株式の譲渡収入金額となります。ただし、公開買付者がその株式の発行人である場合は、その株式の発行人による自己株式の取得となり、公開買付けに応じた個人株主がその株式の発行人から交付を受けた金銭その他の資産の合計額のうち、①その交付の基因となった上場株式に対応する発行人の「資本金等の額を超える部分の金額」は上場株式の配当所得（みなし配当）の収入金額とみなされる一方、②その交付の基因となった上場株式に対応する発行人の「資本金等の額以下の部分の金額」は譲渡収入金額とみなされて、その株式の取得価額との差額はその上場株式の譲渡損益となります。

ラップ口座における上場株式等の譲渡

■ラップ口座において運用される上場株式等の譲渡益は、個人の場合、申告分離課税の対象となり、通常「上場株式等の譲渡による雑所得」として確定申告を行うこととなります。なお、その年分の確定申告においては、「上場株式等の譲渡による譲渡所得」や「上場株式等の譲渡による事業所得」がある場合、これらの所得と通算し、「上場株式等の譲渡所得等」を計算することとなります。

※ラップ口座については特定口座を利用できるものもあります。この場合、特定口座内で他の上場株式等の譲渡損益と通算されることとなります。

■個人のお客さまがラップ口座における運用報酬として金融商品取引業者（証券会社）にお支払いになった金額は、ラップ口座における上場株式等の管理・運用等に係る費用であり、原則として、上場株式等の譲渡による雑所得または事業所得の金額の計算上、必要経費に算入することができるものです。しかし、ラップ口座において特定口座をご利用の場合、「特定口座年間取引報告書」の「取得費及び譲渡に要した費用の額等」の欄に記載されているのは、譲渡所得の金額の計算上控除することができる取得費および譲渡に要した費用に限られており、ラップ口座の管理・運用等に係る費用は含まれていません。したがって、この運用報酬を必要経費に算入して上場株式等の譲渡による雑所得または事業所得の金額を計算するには、確定申告が必要です。

※令和4年分以降の「特定口座年間取引報告書」においては、ラップ口座の管理・運用等に係る費用が「取得費及び譲渡に要した費用の額等」の欄に含まれることとなっています。

上場外国株式の譲渡

上場外国株式には、外国金融商品市場（外国有価証券市場）に上場しているものと、国内の金融商品取引所（証券取引所）に上場しているものがあります。どちらの市場で取得した外国株式であっても、上場株式等の譲渡所得等については、国内株式と同様に「申告分離課税」の対象となります。

外国株式の取引に用いられる邦貨（円）換算レート

■外貨建外国株式の譲渡損益の計算方法は、外貨による取得価額や譲渡価額を所定の為替レートで邦貨（円）に換算した金額、つまり円貨ベースで行うこととなっています。したがって、外貨建外国株式の譲渡損益には為替差損益も含まれることとなります。

■円換算に用いる所定の為替レートは、取得価額については買約定日のTTS（対顧客直物電信売相場）、譲渡価額については売約定日のTTB（対顧客直物電信買相場）とされており、原則として、取引先の金融商品取引業者等（証券会社等）が公表している為替レートにより行うこととなります。ただし、買約定日が平成10年3月31日以前である場合の取得価額については、外国為替公認銀行の公表したTTSにより円換算することとされています。

■外貨建外国株式の売買であっても、円貨による授受（受渡し）が行われた場合は、その円貨により譲渡損益の計算ができるため、あらためて円換算を行う必要はありません。

計算例

外国株式であるA社株式を外貨で買付け、外貨で売却したケース

※手数料および消費税等は考慮していません。

取引年月	取引	取得単価	取得株数	譲渡単価	譲渡株数	売買時の決済通貨	1米ドル当たり		
							TTS	TTM	TTB
令和2年8月	買	200.00米ドル	100株			米ドル	105.50円	105.00円	104.50円
令和3年6月	売			250.00米ドル	100株	米ドル	110.50円	110.00円	109.50円

●取得費

(200.00米ドル × 100株) × 105.50円 (TTS) = 2,110,000円

●譲渡価額

(250.00米ドル × 100株) × 109.50円 (TTB) = 2,737,500円

●譲渡損益

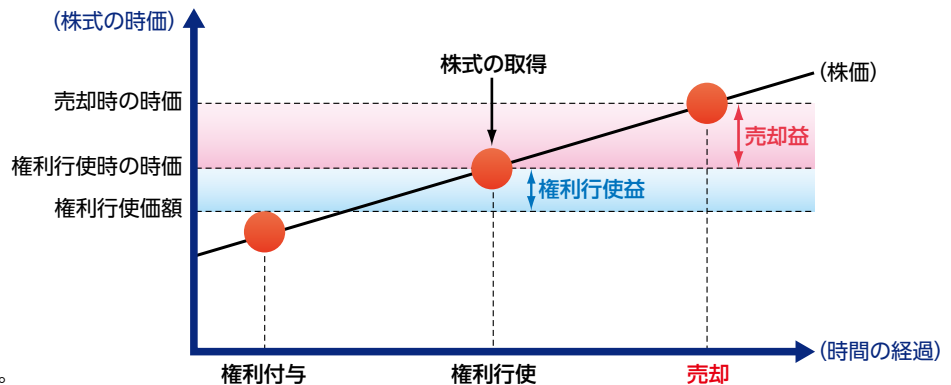
2,737,500円 - 2,110,000円 = 627,500円

ストックオプション制度

ストックオプションとは、あらかじめ定められた価格(権利行使価額)で、一定の権利行使期間内に、株式の発行人から一定株数を取得することができる権利(新株予約権等)をいい、このストックオプションを会社(子会社含む)の役員や従業員等に業績向上等へのインセンティブとして付与することをストックオプション制度といいます。

会社の業績向上等によって株価が上昇したときに権利行使をすれば、その株式を市場価額より低い権利行使価額で取得することができ、その株式の売却により、キャピタルゲイン(値上がり益)を得ることができることとなります。

※右図はイメージ図であり
実際の株価の動きとは異なります。



税制適格ストックオプションと税制非適格ストックオプション

ストックオプションを税務の面から大別すると、「税制適格ストックオプション」と「税制非適格ストックオプション」とに区分されます。税制適格ストックオプションは、内国法人である株式会社が無償で付与すること、付与を受ける取締役、執行役または使用人は、「大口株主」およびその特別関係者ではないこと、その他権利行使期間、権利行使価額、権利行使により取得した株式の保管委託などについて、税法により一定の要件が定められています。これらの要件を満たしていないストックオプションは、税制非適格ストックオプションと呼ばれています。なお、そのストックオプションが公正な評価額で有償発行(金銭の払い込みにより取得)されたいわゆる有償ストックオプションは、広義では税制非適格ストックオプションに該当しますが、権利行使時に給与所得等として課税されることはありません。

■個人に付与された譲渡制限付ストックオプションの税務上の取り扱いについてまとめると、次表のとおりとなります。

区分		税制適格ストックオプション	税制非適格ストックオプション	
ストックオプションを付与された時		課税なし	課税なし	
権利行使前に付与(発行人)に譲渡した場合(※1)		譲渡不可 (注)譲渡した場合は、税制非適格となり、右欄と同様の課税関係となる。	次の算式により計算した金額(譲渡益)が給与所得等として課税の対象 譲渡益=譲渡価額-取得価額(※2)	
ストックオプションの権利を行使し株式を取得したとき	権利行使時における経済的利益	課税なし (注)取得した株式の取得価額は権利行使価額による。	次の算式による経済的利益が給与所得等として課税の対象 経済的利益=権利行使時の時価-(取得価額※2)+権利行使価額 (注)取得した株式の取得価額は権利行使時の時価による。	
ストックオプションの権利行使により取得した株式		保管委託契約をした金融商品取引業者等(証券会社等)への保管委託	任意	
		譲渡した場合	次の算式による譲渡益に課税 譲渡価額 - 取得価額 - 譲渡費用 [権利行使価額] (注)譲渡は保管委託契約をした金融商品取引業者等(証券会社等)への売委託または当該金融商品取引業者等に対する譲渡に限定	次の算式による譲渡益に課税 譲渡価額 - 取得価額 - 譲渡費用 [権利行使時の時価]
		保管委託契約をした金融商品取引業者等(証券会社等)からの株式の返還・移転があった場合	返還・移転の時の時価により譲渡があったものとみなされ、みなし譲渡益に課税 みなし譲渡価額 - 取得価額 [返還・移転時の時価] [権利行使価額] (注)以後、その株式は、返還・移転時の時価により取得したものとみなされ、取得価額は、返還・移転時の時価となる。	課税関係は生じない

※1 スtockオプションの権利行使前に譲渡制限の解除を受けて付与(発行人)以外に譲渡した場合は、原則として、その譲渡制限が解除された日におけるそのストックオプションの価額(時価)に相当する金額が給与所得等に係る収入金額として課税の対象になるものと解されます。

※2 スtockオプションの付与時に公正な評価額とはいえない有利な金額でそのストックオプションを有償発行(金銭の払い込みにより取得)している場合のそのストックオプションの取得価額のことです。